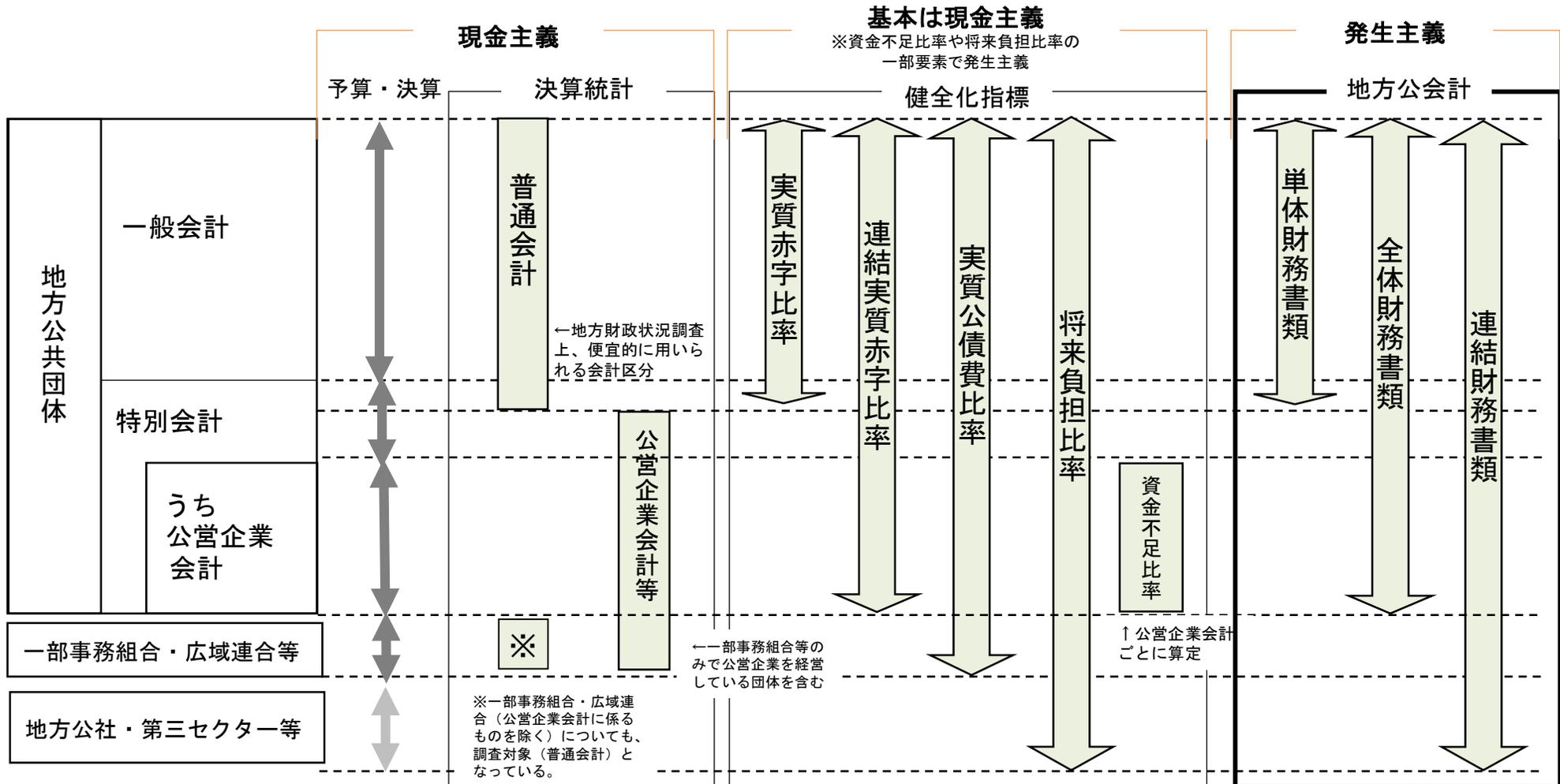


地方公会計の活用に向けた 改善について

令和 6 年 2 月 2 9 日
総務省自治財政局財務調査課

地方公共団体の「財政」に関するデータについて

- 決算統計は、一般会計と特別会計（公営企業会計、国民健康保険事業会計などを除く）をまとめた普通会計と、公営企業会計等に分かれている。
- 統一的な基準による地方公会計では、一般会計等（≡普通会計）を対象としたいわゆる「単体財務書類」の他、公営企業会計等を対象に加えた「全体財務書類」、一部事務組合等を対象に加えた「連結財務書類」を作成。
- なお、健全化法における健全化判断比率の対象も一般会計等だけを対象とはせず、当該地方公共団体の全会計を対象とした指標や関連団体までを含めた指標とし、地方公共団体の財政の全体像を浮き彫りにしている。



地方公共団体の「財政」に関するデータについて

※都道府県及び市区町村を念頭に作成

	予算・決算	地方財政状況調査	健全化判断比率	統一的な基準による財務書類
根拠	地方自治法第219条（予算） 同法第233条（決算）	地方財政法第30条の2（地方財政の状況に関する報告）等	地方公共団体の財政の健全化に関する法律	「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月23日 総務大臣通知）
目的	・各団体における予算・決算情報の公表（財政の透明性）	・地方財政の状況把握及び比較可能な形での公表	・財政の健全性に関する指標の公表及び当該指標に応じて財政の早期健全化や再生を図る	・企業会計の手法を参考とした発生主義・複式簿記を導入し、説明責任の履行及び財政の効率化・適正化を図る
概要	・地方公共団体における予算・決算に係る会計制度（官庁会計）は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、 <u>予算の適正・確実な執行を図るという観点から、確定性、客観性、透明性に優れた単式簿記による現金主義会計を採用</u>	・都道府県や市町村など各地方公共団体の <u>決算に関する統計</u> ・普通会計の調査では「決算収支、歳入内訳、目的別歳出内訳、性質別歳出内訳及び財源内訳」が基本統計としてとられている	・監査委員の審査や議会報告、住民への公表等を義務付けて <u>情報開示を徹底するとともに、基準以上となった地方公共団体には財政健全化計画等の策定を義務付け改善努力を促す</u>	・固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成 ・各地方公共団体の作成した財務書類の情報やストック情報を <u>比較可能な形で公表</u>
対象となる会計	・一般会計、特別会計	・普通会計；一般会計のほか、特別会計のうち公営事業会計に係るもの以外のものの純計額 ※個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政状況調査上便宜的に用いられる会計区分	・指標ごとに異なる ※当該地方公共団体の全会計を対象とした指標や関連団体までを含めた指標とし、 <u>地方公共団体の財政の全体像を浮き彫りにしている</u>	・単体財務書類；一般会計等 ・全体財務書類；単体＋公営企業会計等 ・連結財務書類；全体＋一部事務組合等
公表資料	・各地方公共団体において、予算及び決算に関する資料を公表	・地方財政白書（地方財政法第30条の2） ・普通会計決算の概要 ・決算カード ・財政状況資料集 等	・健全化判断比率及び資金不足比率の概要（健全化法第3条） ・財政再生計画等の実施状況報告及び完了報告の概要（健全化法第18条）	・統一的な基準による財務書類に関する情報 ・財政状況資料集（組合せ指標、施設類型別ストック情報分析表）

地方公共団体の「資産」に関するデータについて

取組	財産に関する調書	公有財産台帳	固定資産台帳
根拠	地方自治法第233条、 地方自治法施行令第166条	各自治体の公有財産規則等	「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月23日付総財務第14号総務大臣通知）
目的	<ul style="list-style-type: none"> 当該年度における財産の異動状況を明らかにする（自治法第233条に基づき毎年度作成する決算書類の一つ） 	<ul style="list-style-type: none"> 公有財産（自治法第238条）の保全、維持、使用、収益等を通じた現物管理 財産に関する調書の補助簿 	<ul style="list-style-type: none"> 会計と連動した地方公共団体の保有する財産（固定資産）の適切な管理及び有効活用 財務書類の補助簿
記載内容	<ul style="list-style-type: none"> 公有財産の面積や債権、基金の現在高（地方自治法施行規則で様式が規定されている。） 	<ul style="list-style-type: none"> 建物・土地・備品等の数量（面積） 公有財産台帳の記載事項は各団体の規則等で定める <p>※道路、河川など当該台帳に記載されていない資産もある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 所有する資産の数量（面積）、<u>取得価額、簿価、減価償却累計額、耐用年数等</u>（統一的な基準による地方公会計マニュアルで記載項目の例を規定。） 公共施設マネジメント等に活用するための項目（任意）
備考	<ul style="list-style-type: none"> 決算と併せて出納閉鎖後3ヶ月以内に地方公共団体の長へ提出 監査委員の審査に付した上、議会の認定に付さなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産台帳を別途定める必要はなく、各地方公共団体において定めている公有財産台帳で記載すべき内容が記載されていれば、一つの台帳で公有財産台帳と固定資産台帳を兼ねる台帳として支障ない 	

各種データの活用について

財政・資産に関するデータ

・予算・決算

・地方財政状況調査(決算統計)

・健全化指標

・**地方公会計** 財務書類

固定資産台帳

・財産に関する調書
・公有財産台帳

資産に関するデータ

説明責任の履行

予算等の公表

・各地方公共団体において、予算や決算等の財政情報を公表

決算情報等の見える化

・地方財政白書、普通会計決算の概要、決算カード、財政状況資料集等

財務書類の見える化

・統一的な基準による財務書類に関する情報

各地方公共団体の統一的な基準による財務書類及び財務書類から得られる各種指標について、比較可能な様式によりとりまとめたもの。

ストック情報の見える化

・財政状況資料集(再掲)

普通会計の歳入・歳出決算額や各種財政指標に加え、ストック情報(団体全体及び施設類型ごとの有形固定資産減価償却率、一人当たり面積等)などについて、各団体による経年比較や類似団体間比較などの分析を、都道府県・市町村ごとにまとめたもの。

財政の効率化・適正化

予算編成

現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、毎年度の**予算の適正・確実な執行**を図る。

公共施設等の適正管理

公共施設等の全体を把握し、**長期的視点**に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」を策定。

総括的に把握されたストック情報や、固定資産台帳のデータを用いて、**多角的な観点から分析**を行い、財政運営を行う上での**基礎資料**や**目標値**として活用

地方公会計情報の活用にあつての改善の方向性について

○これまでの最優先課題

統一的な基準による財務書類及び固定資産台帳の作成・更新（毎年度確実に実施）
⇒着実に推進し、一定程度定着。

○今後の方向性

地方行財政運営における地方公会計情報（※）の更なる活用

（※）特に、地方公会計の強みである網羅的なストック情報や発生主義特有の情報

⇒更なる活用に向けて必要なこと

① アカウンタビリティ等を意識した財務書類本体の情報の充実

資料 2-2

② 公共施設マネジメント等を意識した固定資産台帳の情報の充実

資料 2-3